議案第４３号

上越市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

上越市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成３１年２月２８日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

上越市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上越市病院事業の設置等に関する条例（平成１１年上越市条例第４１号）の一部を次のように改正する。

別表第１金額の欄を次のように改める。

金　額
４，４００円
３，３００円
２，２００円
１，１００円
６６円

別表第２金額の欄を次のように改める。

金　額
２，３１０円
４，２９０円
３，７４０円
３，３００円
５，５００円
５，５００円
１，１００円
３，１９０円
２，６４０円
５，５００円
１１，０００円
４，８４０円
委託契約金額

初診料、注射料及び薬剤料に係る保険点数に１１円を乗じて得た額（当該額に１円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３１年１０月１日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の別表第１及び別表第２（診断書、証明書等の項を除く。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の診療等に係る使用料及び手数料について適用し、施行日前の診療等に係る使用料及び手数料については、なお従前の例による。

３　改正後の別表第２診断書、証明書等の項の規定は、施行日以後に交付する診断書、証明書等に係る手数料について適用し、施行日前に交付した診断書、証明書等に係る手数料については、なお従前の例による。